

串間市工事請負契約約款の一部を改正について

この約款は、令和2年4月1日より施行する。ただし、第10条並びに第12条第1項（「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改める部分に限る。）及び第2項（「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改める部分に限る。）の改正規定並びに第23条の次に1条を加える改正規定並びに第59条第2項の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。